

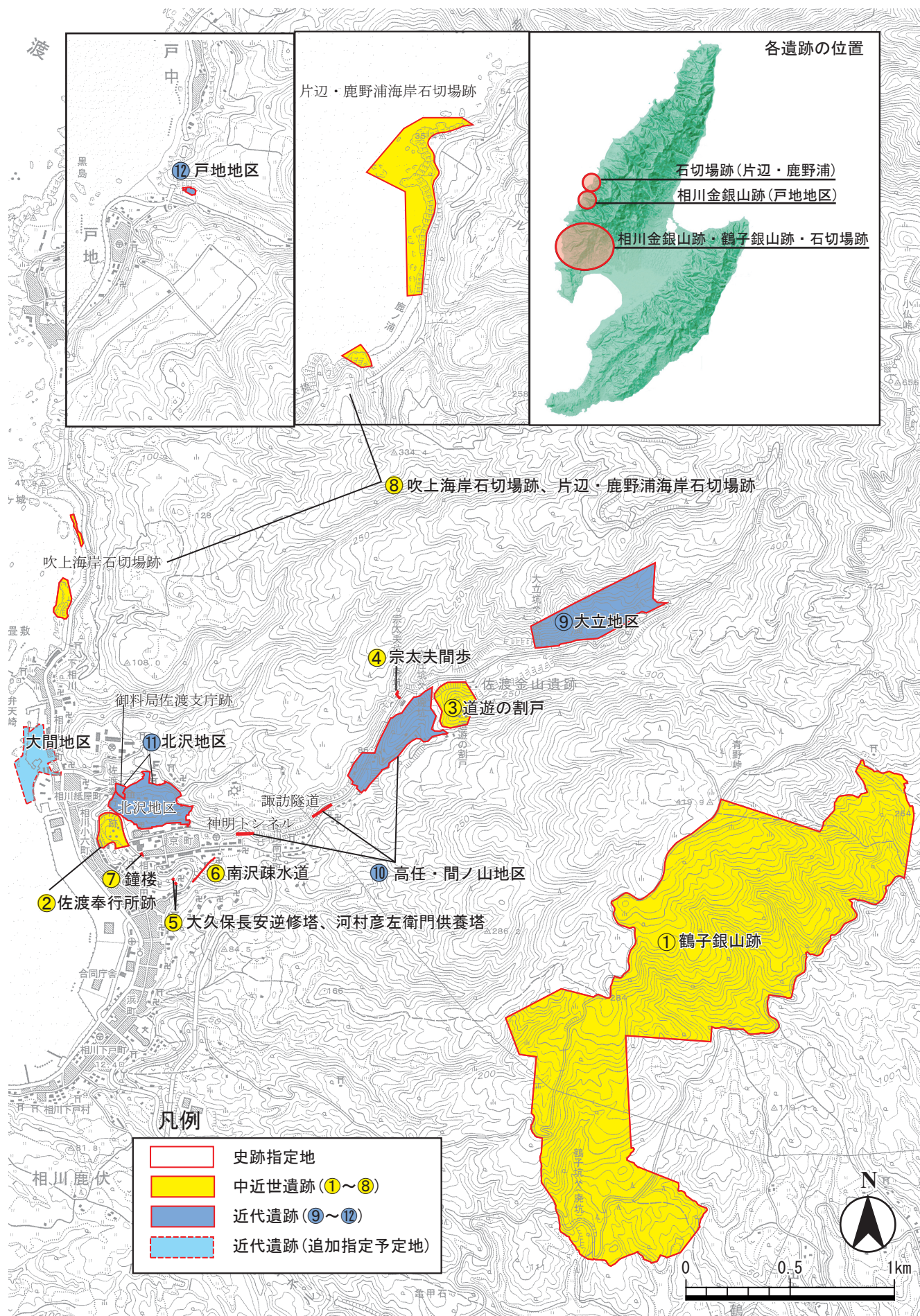


図 5-3 地区区分図

(2) 地区別保存管理と現状変更等の取扱い方針

① 鶴子銀山跡

[史跡の現状は P3-7～P3-18 参照]

1) 保存管理

<鶴子銀山跡の構成要素等>

鶴子銀山跡	本質的価値を構成する諸要素	地上及び地下遺構	生産関連	採鉱関連－露頭掘り跡（556基）、ひ押し掘り跡(4基)、試掘坑跡(7基)、間歩跡(108基)、井戸跡、その他造成地形、近代生産関連建造物基礎・造成地形等
			役所関連	代官所跡（テラス状平坦面、土塁等）、四ツ留役所跡
			生活関連	テラス状平坦面・石垣、区画割り等地割跡（鶴子荒町遺跡等）、建物跡等（未調査）
			信仰関連	天狗岩、石造物（石祠2基）等
			交通関連	鶴子道等古道
		遺構と一体となった土地		
	その他の諸要素	史跡整備関連施設	公開・活用施設	説明板・名称柱・道標等解説施設、広場、四阿
			管理施設	維持管理等施設：柵類、注意板等サイン類
		自然的要素	地形等	丘陵、河川
			植生	イヌザクラ・コナラ群集・ユキグニミツバツツジ・アカマツ群集等二次林、スギ植林、アカマツ植林
		社会的要素	農地跡等	水路、耕作放棄地、ため池
			工作物	構造物：鉄塔・電柱・電線類
	公共(土木)施設		道路及び関連施設	
	法規制			自然公園法、鉱業法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、佐渡市景観条例(景観法)、新潟県屋外広告物条例(屋外広告物法)
	所有状況			公有地（市有地：423,711.27㎡、五十里財産区：1,156,336.36㎡）、民有地（156,119.04㎡） ＊鉱業権〔(株)ゴールデン佐渡〕、地上権〔国有林：林野庁関東森林管理局・(社)新潟県農林公社〕 史跡指定地南西部の遺構分布地は市有地。山林の大半は五十里財産区。田畑のある地域等が民有地。

<地区の保存管理の方針>

間歩・露頭掘り跡等の生産関連遺構を中心として山間の広大な地に広がる遺構の保存と、必要に応じた保存環境の改善、道周辺遺構の顕在化を図る。

<本質的価値を構成する諸要素の保存管理>

- ・山間に数多く残る露頭掘り跡、間歩跡等の採鉱関連遺構やテラス状平坦面や土塁跡・石垣遺構等の役所や採掘に関連する生活跡等、山間に遺存する様々な地上遺構や地下遺構と一体となった土地については、2-(2)保存管理の方法及び2-(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・指定地が広大であることから、更なる遺構の把握と解明が必要なものもあるため、守るべき対象とその価値を明らかにするためにも、継続的・計画的な発掘調査等各種調査を行い、調査成果に基づき適切な保存管理を行う。

- ・基本的には古道等道沿いの遺構の保存管理を重点的に行う。地元のボランティア団体による見学道の設定や道の管理等がなされている区間があり、これら既存の利用に供されている道を中心に、保存管理上必要な道の補修等を行う。草刈り、清掃等の維持管理については、ボランティア団体等地域住民の理解と協力を得て、地域と一体となった保護活動の一環としての協働管理を目指す。
- ・道沿いにある、大規模露頭掘り跡や間歩等採掘跡、集落跡等のテラス状遺構については、周辺の樹木の下草刈りやつる切り、堆積した土砂の撤去等の維持管理を行う。樹木の成長によって遺構の損傷の恐れがある場合は、伐採も検討する。重要な遺構等がある植林地については、遺構分布調査や整備計画等に基づき、保存範囲を設定するなどして計画的な土地の公有化や立木補償を行う。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
- ・公益上必要な道路及び関連施設や鉄塔等の既存施設は当面は現状を維持する。鉄塔・電柱類については、更新の時期に指定地外への移設や撤去も検討する。
- ・見学可能な主要遺跡の多くが植林地等樹林に埋もれた状態にあり、森林密度が高い箇所では昼間でも暗く林床植物の減退もみられることから、遺跡の保存環境にふさわしい森林形態のありかたについて立木所有者と土地所有者等関係機関等で協議していく。
- ・人工林は、主伐に際しては一斉皆伐等による景観の大きな変化を避け、計画的に針広混交林への誘導を図るなどの手法を立木所有者・土地所有者等関係機関等で協議していくものとする。また、間伐等の際の作業道の設置の必要性が生じた際には、遺構の保存・景観の保全等の上から十分な協議、検討を行う。（２－(3)要素別保存管理 2) 自然的要素参照)

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区の指定範囲は、大半が公有地であるが、山林等一部民有地があり、市道も指定地を通過し、鉄塔・電柱・電線類等がみられる。また植林地も多くみられる。
- ・当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用と発掘調査等各種調査、道路の補修等公益上必要な行為、人工林の伐採、植栽等である。
- ・現状変更については、遺構の保存はもとより風致景観の維持・形成に多大な影響を与えないことを許可の条件とする。
- ・建築物については、既存施設の更新、史跡の保存管理及び整備活用に関連する行為以外の、新築は認めないものとする。
- ・工作物については、既存施設の改修・除却等、史跡の保存管理及び整備活用、防災施設等公益上必要なもの、人工林の管理上必要なもの以外の、新たな施設の設置は認めないものとする。
- ・公益上必要な既存の道路及び関連施設の改修等に際しては、史跡としての景観の保全や

調和に配慮した材料・工法等で行う。

- ・二次林の伐採等は、史跡の保存管理及び整備活用、史跡としての良好な風致景観の維持・形成のために行うものとする。植林の間伐・主伐等の伐採および伐採等に伴う道路の設置は、遺構の保存はもとより風致景観を大きく損なわないよう、規模等十分配慮したものとする。
- ・土地の形質の変更は上記の行為に伴う必要最小限の範囲とする。

② 佐渡奉行所跡

[史跡の現状は P3-19～P3-29 参照]

1) 保存管理

＜佐渡奉行所跡の構成要素等＞

佐渡奉行所跡	本質的価値を構成する諸要素	地上及び地下遺構	役所関連	堀、井戸、土塁・石垣、敷地周縁部石垣、穴蔵、その他奉行所建設に伴う造成地形
		地下遺構	役所関連	水路・井戸・水溜、御金蔵建物等跡、役宅関連池跡等、大御門等門跡、広間役建物等跡、武器庫跡、鉛土坑等土坑類
			生産関連	製錬関連：勝場関連一水路跡、井戸跡、船、石組 その他奉行所建設以前の製錬関連遺構一竈跡、炉跡等
		その他	役所関連	クロマツ林（防風植栽）
		遺構と一体となった土地		
	その他の諸要素	史跡整備関連施設	保存施設	史跡標柱
			遺構表示施設	復元施設：大御門、御役所、御物見、役宅門、御門番所、御番所詰方役所、板塀、木橋、石垣、石畳、井戸
				平面表示施設：御役宅跡、御金蔵跡、広間役長屋跡、土蔵跡、寄勝場跡
				露出展示施設：穴蔵遺構露出展示覆屋
			基盤整備施設	復元地形（後年の削平箇所盛土復元）、雨水排水施設
			公開・活用施設	ガイドダンス及び体験学習施設（寄勝場跡立体表示施設）、園路、休憩所・便所（御番所詰方役所立体表示施設）、休憩所（馬場立体表示施設）、水飲み、案内板・説明板・名称柱等野外解説施設、サクラ・シバ等修景植栽
		管理施設	防災施設：消火栓類	
			維持管理等施設：管理事務所（御番所詰方役所立体表示施設）、注意板等サイン類、柵類、排水管・電気等設備関連施設	
		自然的要素	植生	タブノキ、アズマネザサ等二次林
		社会的要素	公共（土木）施設	擁壁等斜面崩落防止施設
	法規制			都市計画法、地すべり防止法、鉱業法、土砂災害防止法、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）
	所有状況			公有地

＜地区の保存管理の方針＞

近世期に佐渡金銀山を統括していた佐渡奉行所跡の現存遺構と環境整備が完了した復元

建造物等を中心とする公開・活用空間としての維持管理・防災に重点をおく。

＜本質的価値を構成する諸要素の保存管理＞

- ・ 佐渡奉行所跡の土塁、石垣等の地上遺構や地下遺構と一体となった土地については、２－(2)保存管理の方法及び２－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・ 奉行所跡西側斜面は過去に豪雨による土砂災害が発生し、地滑り対策工事が行われた。降雨時には臨時的見回り等を行い、二次災害等の予防に努める。地滑りにより土砂が流出した斜面は、かつてはクロマツが防風林として植栽されており、遺構や文化財保存活用施設の耐風機能や、奉行所と一体となって歴史的風致を形成していたことから、残存するクロマツ林は適切な維持管理によって保存環境を一定に保つとともに、土砂災害によって失われたクロマツ林の復旧も検討する。
- ・ 海岸段丘上にある土塁（下部は石積）や堀（石積護岸）等の地上遺構は保存整備事業で上部を復元整備されているが、今後復旧を行う際には遺構と後年の復元部分との取扱いを明瞭に記録するものとする。
- ・ 海岸段丘崖の裾部には石垣が残存しており、積石の現状調査や測量等を行い残存状況を把握し、適切に維持管理する。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・ 史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
 - ・ 史跡整備関連施設は２－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理し、現状を維持する。御金蔵跡など重要遺構で説明板等が必要なものは、適宜設置する。
 - ・ 失われた建造物の復元や遺構の位置等を平面的に表示した遺構表示施設は、現状を維持し、小規模な破損等は維持的措置で対応する。特に平面的・立体的表示施設は広場としても常時見学者の利用に供している箇所であることから、除草・清掃等の維持的措置を徹底する。維持的措置で対応できない劣化やき損は、計画的に復旧する。復元建造物は、往時の工法・材料等を基本として復元された施設であることから、病虫害防除等の防災措置を定期的に行い、部材の小規模な破損や劣化は維持的措置で補修する。根本的な修理を行う際には、文化財指定建造物に準じた修理を行う。
 - ・ 既存の擁壁等は防災施設として必要な施設であることから、点検に基づき現状を維持する。
 - ・ 奉行所跡の南西斜面のクロマツ・タブノキ群落は、かつてのクロマツ林が十分管理されないまま遷移したもので、整備計画等に基づきクロマツ林の復旧または現存植生の適切な管理を行う。
- #### ・ 2) 現状変更等の取扱い
- ・ 当地区は全域公有地で、史跡整備や遺構の修理等が完了し一般に公開されている。当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用、発掘調査等の各種調査、擁壁等公益上必要な施設の改修等であり、これらに関連する現状変更行為、及び史跡と関

連しない施設の撤去以外は認めないものとする。

- ・建築物については、既存施設の管理や復旧に関連する行為以外の、新築・増築は認めないものとする。
- ・工作物は既存施設の管理や復旧に関連する行為、防災関連施設以外の新たな施設の設置は認めないものとする。これら施設の更新等に際しては周辺環境に調和した材料・工法等によるものとする。
- ・史跡の保存管理及び整備活用に伴う木竹類の伐採・植栽等は、遺構の保護、歴史的景観の復元や、防風等の防災機能、良好な風致景観の維持・形成に配慮したもの以外は認めないものとする。
- ・土地の形質の変更は上記の行為に伴う必要最小限の範囲とする。
- ・佐渡奉行所跡は整備に伴う発掘や歴史資料調査がすでに行われていることから、復元建物の修理等に伴う行為は必要最小限のものとする。

③ 道遊の割戸

[史跡の現状は P3-30～P3-36 参照]

1) 保存管理

<道遊の割戸の構成要素等>

道遊の割戸	本質的価値を構成する諸要素	地上遺構	生産関連	採鉱関連－露頭掘り跡（割戸の形状）、狸掘り穴
		関連地上遺構	生産関連	採鉱関連－近代機械掘り跡、道遊（通洞）坑
		関連地下遺構	生産関連	道遊廃坑等その他近代坑道
		遺構と一体となった土地（特に現在の地形・地層露出状況）		
	その他の諸要素	史跡整備関連施設	公開・活用施設	見学用通路・展望台
			管理施設	維持管理等施設：柵・手すり類、注意板
			保存施設	史跡説明板（史跡隣接地）
		自然的要素	植生	イヌザクラ・コナラ群集、アカマツ等二次林
	法規制			鉱業法、農業振興地域の整備に関する法律、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）
	所有状況			公有地

<地区の保存管理の方針>

自然の岩山を削り取った人工的削平面が遺構面であり、人の手によって割戸となった山そのものの形が史跡として重要であることから、佐渡金銀山遺跡のシンボリック景観の保存を前提として、現在の山容を維持するための斜面崩落等の防止に努める。

<本質的価値を構成する諸要素の保存管理>

- ・大規模露頭掘り跡遺構と遺構と一体となった土地（山稜地形）は 2－(2) 保存管理の方法及び 2－(3) 要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・遺構と自然の地形が一体化しており、斜面崩壊等が直接遺構のき損、滅失につながることから、遺構の保護と防災の両面から、崩落防止策を検討する必要がある。特に指定地

隣接地で斜面崩壊が発生していることから、周辺地における斜面崩壊の履歴調査を含め、日常点検等により斜面状況の把握を行うとともに、指定地及び周辺域の斜面安定化のための防止策を検討する。なお、道遊の割戸は一部を公開し、佐渡金銀山遺跡のシンボリック存在でもあることから、防災に主眼を置いた公開範囲の設定や景観に配慮した崩落防止策等の検討も行う。

- ・なお、山頂露頭部の直下には近代以降に機械掘りした横穴が大きく口を開けており、地下にある道遊坑（高任・間ノ山地区）の坑道とつながるなど、複雑な遺構の様相を呈している。よって何れかの遺構のき損や地盤の崩落が他の遺構のき損や連鎖的崩壊につながる恐れがあることから、地上部（割戸部分、割戸直下地上部）、地下部（道遊坑）の一体的な遺構の保存と防災対策を検討するものとする。
- ・史跡管理者である佐渡市は、当遺跡を実際に管理している鉱業権者〔株）ゴールデン佐渡〕から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
- ・その他既存の見学通路や柵等の文化財保存活用施設は、現状を維持し、必要に応じて更新するなど、２－(3)要素別保存管理に準じて保存管理する。
- ・落石の誘因の一つに樹根の成長による岩目の拡大があること、一方で樹根が表土を安定させ、土砂の流出・崩壊防止機能ももっていることから、植生については、遺構の保存、防災、景観などの面から各種調査成果に基づき樹木の取扱いを慎重に検討する。

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区は全域公有地であるが、山稜部分及び地下坑道の管理及び公開は鉱業権者〔株）ゴールデン佐渡〕が行っている。当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用、発掘調査等各種調査、公益上必要な防災施設の設置等であり、これらに関連する現状変更行為以外は認めないものとする。また、山稜を主とした地区であり、建築物の新築等は認めないものとする。
- ・工作物は既存施設の改修、除却等、説明板等の小規模な史跡の保存管理及び活用施設、落石防止等の防災施設以外の新たな施設の設置は認めないものとする。
- ・遺構等斜面の崩落防止、落石防止等の工作物の設置は周辺環境に調和した材料・工法等によるものとする。
- ・見学デッキ等公開活用施設の更新等に際しては、防災、景観等に配慮し、現状の規模等を踏襲したものとする。
- ・既存木竹類の伐採・植栽は、遺構面の保存、斜面保護等の防災対策や、史跡としての風致景観の維持・形成のためのもの以外は認めないものとする。
- ・土地の形質の変更は上記の行為に伴う必要最小限の範囲とする。

④ 宗太夫間歩

[史跡の現状はP3-37～P3-41参照]

1) 保存管理

<宗太夫間歩の構成要素等>

宗太夫間歩	本質的価値を構成する諸要素	地上及び地下遺構	生産関連	採鉱関連－坑道
		遺構と一体となった土地		
	その他の諸要素	史跡整備関連施設	遺構表示施設	復元施設－坑口化粧棚（四ツ留工法）、四ツ棚等山留
			公開・活用施設	説明板等解説施設、人形・模型等坑内作業再現施設、坑道舗装施設
			管理施設	防災施設：落石防止擁壁
				維持管理等施設：門扉、柵・手すり類、注意板等サイン類、坑道（管理用）舗装施設、電気等設備関連
		保存施設	保存施設	史跡標柱、史跡説明板（史跡隣接地）
		自然的要素	植栽・植生	イヌザクラ・コナラ群集
		社会的要素	公共（土木）施設	防災施設：落石防止擁壁
	法規制			鉱業法、農業振興地域の整備に関する法律、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）
	所有状況			公有地

<地区の保存管理の方針>

近世の佐渡金銀山を代表する大型斜坑である現存遺構の保存と、公開活用施設を適切に管理する。

<本質的価値を構成する諸要素の保存管理>

- ・間歩遺構の２－(2)保存管理の方法及び２－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存する。
- ・間歩遺構と一体となった丘陵斜面の崩落防止対策等を適宜実施する。
- ・遺構の詳細な内容や保存状況等の把握のために、指定地外を含めた現存遺構の測量及び遺構の現状把握調査等を行い、調査結果に基づき適切な保存策を講じる。
- ・史跡管理者である佐渡市は、当遺跡を実際に管理している鉱業権者〔株〕ゴールデン佐渡から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。

<その他の諸要素の保存管理>

- ・史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。特に本来の間歩の坑口等が理解できるような解説を行う。
- ・既存の文化財保存活用施設は２－(3)要素別保存管理に準じて適切に管理する。間歩内の公開活用施設の更新等の際には、現存遺構の保存に影響がないよう配慮する。
- ・一般に公開されていない本来の間歩入口内外の指定地についても、定期的な点検等による保存状況の確認等を行うなど適切に維持管理する。
- ・指定地を含めて、宗太夫間歩のある山稜は急傾斜地で、通行量の多い県道に接しており、

落石等土砂災害の危険性がある場所である。日常的な落石危険箇所の点検等を行い、必要に応じて現状調査等に基づく景観に配慮した適切な防災措置を講じる。

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区は全域公有地であるが、間歩部分の管理及び公開は鉱業権者〔(株)ゴールデン佐渡〕が行っている。当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用、発掘調査等各種調査、防災施設等公益上必要な施設の改修等であり、これらに関連する現状変更行為以外は認めないものとする。また、狭小な指定範囲であるため、建築物の新築等は認めないものとする。
- ・工作物は既存施設の改修、除却等、落石防止等の防災施設以外の新たな施設の設置は認めないものとする。
- ・間歩内及び坑口周辺の公開活用施設の更新等に際しては、整備計画等に基づき現存遺構の保存に影響がないよう配慮する。
- ・落石防止の擁壁等の更新等に際しては周辺環境に調和した材料・工法等によるものとする。
- ・既存木竹類の伐採等は斜面保護等の防災対策や、史跡としての風致景観の維持・形成のためのものとする。
- ・土地の形質の変更は上記の行為に伴う必要最小限の範囲とする。

⑤ 大久保長安逆修塔、河村彦左衛門供養塔 [史跡の現状はP3-42～P3-48参照]

1) 保存管理

<大久保長安逆修塔、河村彦左衛門供養塔の構成要素等>

大久保長安逆修塔	本質的価値を構成する諸要素	地上遺構	石造物	逆修塔（宝篋印塔、覆屋、灯籠等、石畳）
		遺構と一体となった大安寺境内（境内地）の地割等土地		
	その他の諸要素	史跡整備関連施設	保存施設	史跡標柱、史跡説明板
	法規制			都市計画法、地すべり防止法、鉱業法、土砂災害防止法、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）
	所有状況			公有地

河村彦左衛門供養塔	本質的価値を構成する諸要素	地上遺構	石造物	供養塔（五輪塔）、石段
		遺構と一体となった大安寺境内（境内地）の地割等土地		
	その他の諸要素	史跡整備関連施設	保存施設	史跡標柱
		自然的要素	植生	ヤブツバキ等自然林
	法規制			都市計画法、地すべり防止法、鉱業法、土砂災害防止法、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）
	所有状況			公有地

＜地区の保存管理の方針＞

- ・近世の佐渡金銀山の開発・発展に功績のあった人物ゆかりの石造物の維持管理を基本として、必要な保存施設の設置や遺構の風化対策、保存環境の改善等を行う。

＜本質的価値を構成する諸要素の保存管理＞

- ・大久保長安逆修塔、河村彦左衛門供養塔の石造物遺構は2－(2)保存管理の方法及び2－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・保護覆屋等は設置せずに、当面は現状保存を図る。
- ・大久保長安逆修塔は石材の風化がみられることから、強化撥水处理等による保存処理を行う。なお、石材保存処理を施してから約15年が経過しており、効果的な薬剤の選定や定期的保存処理の必要性等についても検討する。
- ・河村彦左衛門供養塔は鬱蒼とした樹林地にあり、苔類の付着が認められることから、定期的に除去する。指定地内及び周辺の立木は、今後の成長等によって遺構への影響がないか定期的点検等で確認し、必要に応じて移植等を検討する。ただし、境内の樹林は極相林としてのタブ林(市指定天然記念物)の中に立地することから、これら樹木の保護にも配慮する。
- ・河村彦左衛門供養塔へ至る石段は、一部不陸、破損がみられることから、据え直し等修理を検討する。
- ・当該指定地は指定要件からも大安寺境内地としての立地も保存上重要であることから、境内地内の2か所の史跡を含めた大安寺境内一体の保護策を検討する。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
- ・境内林（指定地外）は倒木や竹林の繁茂等もみられ、極層林の維持の上から必要な維持管理を検討する必要がある。

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区は全域公有地である。当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用と発掘調査等の各種調査であり、これらに関連する現状変更行為以外は認めないものとする。
- ・石造物を中心とする限られた範囲であることから、説明板等の保存施設、地盤の保存等のための簡易な工作物の設置以外の建築物・工作物の設置は認めないものとする。
- ・狭小な敷地であること、石造物の保存環境の改善の上から新たな植栽は認めないものとする。
- ・土地の形質の変更は上記の行為に伴う必要最小限の範囲とする。

⑥ 南沢疎水道

[史跡の現状は P3-49～P3-54 参照]

1) 保存管理

<南沢疎水道の構成要素等>

南沢疎水道	本質的価値を構成する諸要素	地上及び地下遺構	生産関連	通水坑道（床面は管理道と水路からなる）
		遺構と一体となった土地		
	その他の諸要素	史跡整備関連施設	保存施設	史跡標柱（史跡隣接地）
			公開・活用施設	説明板・道標等屋外解説施設（史跡隣接地）
		自然的要素	植生	タブノキ・エノキ群落等二次林
		社会的要素	管理施設	坑道門扉、管理用連絡坑道、排水管・電気等設備関連施設（史跡隣接地に） 坑内排水管理施設：坑水处理施設（建築物・機器類）（史跡隣接地）
				その他建築物・工作物
			公共（土木）施設	道路及び関連施設
	法規制		都市計画法、地すべり防止法、鉱業法、道路法、土砂災害防止法、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）	
	所有状況		道路・水路・一部宅地が公有地、境内地・山林等は民有地	

<地区の保存管理の方針>

佐渡金銀山遺跡の中でも特異な水貫間歩としての現存遺構の保護と、排水処理機能は今後とも維持する。

<本質的価値を構成する諸要素の保存管理>

- ・通水坑道遺構は 2－(2) 保存管理の方法及び 2－(3) 要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・坑道遺構は、要素別保存管理に準じて適切に保存管理する。
- ・特に坑内水の水質や流量の状況を監視し、今後とも一定の水質を維持する。
- ・史跡管理者である佐渡市は、当遺跡を実際に管理している鉱業権者〔㈱ゴールデン佐渡〕から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。
- ・遺構の詳細な内容や保存状況等の把握のために、指定地外を含めた残存遺構の測量及び遺構の現状把握調査等を行う。指定地外の遺構については、調査等の成果をもとに保護策を検討する。

<その他の諸要素の保存管理>

- ・坑道を管理するための通路や設備類はその機能の維持を図るとともに、更新や改良の際

には、史跡と連続する施設としてふさわしい材料・工法等で行う。

- ・史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
- ・通水坑道の直上には道路や民家等建物等の施設がある。現状では地上の施設が坑道遺構に影響を与えている状況は確認できないが、直上の施設の更新等には遺構の保存を前提とする。
- ・現在は限定的な公開であるが、整備計画等にもとづき公開・活用のための通路等を整備する際には、遺構の保存に影響を与えないよう設置する。

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区の指定範囲は地下を通る坑道遺構の直上部の細長い形状をとる。その範囲内に境内地・宅地・山林等一部民有地があり、市道も指定地を通過している。現在のところ指定地内の施設等が坑道遺構の保存に直接影響を与えている状況はみられない。
- ・当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用と発掘調査等各種調査、道路の補修等公益上必要な行為、宅地等における建築物等の改築等がある。
- ・地上部での現状変更については、地下坑道の保存に影響を与えないことを許可の条件とする。
- ・坑道の管理施設の更新や改良を行う際には、史跡と連続する施設としてふさわしい材料・工法等で行う。
- ・民有地の建築物・工作物の更新等に際しては、既存の施設と同等またはそれ以下の規模とする。また、更新等に当たっては佐渡市教育委員会と協議するものとし、その際、計画変更等を要する場合がある。
- ・木竹類の伐採等は、史跡の保存管理及び整備活用、民有地内での生活に伴うもの等で、史跡としての良好な風致景観の維持・形成に配慮したものとする。
- ・土地の形質の変更は上記の行為に伴う必要最小限の範囲とする。

⑦ 鐘楼

[史跡の現状はP3-55～P3-58参照]

1) 保存管理

<鐘楼の構成要素等>

鐘楼	本質的価値を構成する諸要素	地上及び地下遺構	役所関連	鐘楼（建造物）及び基壇・石垣等関連遺構、時鐘
		遺構と一体となった土地		
	その他の諸要素	史跡整備関連施設	公開・活用施設	説明板・道標等屋外解説施設、アジサイ等修景植栽、広場
		社会的要素	工作物	ゴミ箱
	法規制			都市計画法、鉱業法、佐渡市景観条例(景観法)、新潟県屋外広告物条例(屋外広告物法)
	所有状況			公有地

＜地区の保存管理の方針＞

近年修理が完了した鐘楼を中心とする公開・活用空間としての維持管理・防災に重点をおく。

＜本質的価値を構成する諸要素の保存管理＞

- ・鐘楼（木造建造物、櫓台石垣、時鐘）遺構や遺構と一体となった土地については、２－(2)保存管理の方法及び２－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・鐘楼については、高台にある楼台で潮風を直接受ける状態にあり、材料の劣化も早いことから、定期的な防腐処理や防蟻薬剤の塗布などによる維持管理に特に努める。経年的な劣化に対しては、定期的な補修、小修理を経て、その後根本修理に至るとい、保存のための継続的な取組を行う。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
- ・史跡整備関連施設は２－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理し、現状を維持する。
- ・史跡と直接関係しないゴミ箱等の工作物は指定地外への移設を図る。

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区は全域公有地で、遺構である木造建造物の修理も近年完了している。当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用及びこれらに伴う各種調査であり、これらに関連する現状変更行為、及び史跡と関連しない施設の撤去以外は認めないものとする。

⑧ 吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡 [史跡の現状は P3-59～P3-69 参照]

1) 保存管理

＜吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡の構成要素等＞

吹上海岸石切場跡	を本質的価値を構成する要素	地上遺構	生産関連	選鉱関連－石切痕跡（矢穴、鑿跡、切り出し痕跡）
		遺構と一体となった土地（地形・地質－球顆流紋岩等）		
	その他の諸要素	自然的要素	地形等	海浜、海面
			植生	イヌザクラ－コナラ群集ロマツ自然林
	法規制			文化財保護法(国名勝)、自然公園法、海岸法、漁業法、佐渡市景観条例(景観法)、新潟県屋外広告物条例(屋外広告物法)
	所有状況			公有地

片 辺 ・ 鹿 野 浦 海 岸 石 切 場 跡	を本質的価値を構成する諸要素	地上遺構	生産関連	選鉱関連－石切痕跡（矢穴、鑿跡、切り出し痕跡）
		遺構と一体となった土地（地形・地質－花崗岩質礫岩）		
	その他の諸要素	自然的要素	地形等	海浜、海面
			植生	カシワ群落等自然林
	法規制			文化財保護法(国名勝)、自然公園法、海岸法、漁業法、佐渡市景観条例(景観法)、新潟県屋外広告物条例(屋外広告物法)
	所有状況			公有地（国有地：119,699.58㎡、県有地：668.00㎡、市有地：131.65㎡）、民有地（20,066.00㎡） 海面及び海岸部は公有地、陸地は民有地

＜地区の保存管理の方針＞

維持管理を中心とした遺構の現状保存と、保存施設の設置等による文化財の保護啓発を中心とする。

＜本質的価値を構成する諸要素の保存管理＞

- ・自然の岩盤に残る矢穴・ノミ跡等の遺構と遺構と一体となった土地については、2－(2)保存管理の方法及び2－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・波浪や潮位の変動等の厳しい自然環境下にあるが、土地（岩盤）と一体化した遺構であり、風化等の対策としての薬剤等による保存処理等は効果が期待できず、波よけ等の保護構造物を設置することは自然環境の保全の上からも適切でない（名勝・国定公園指定地）ことから、清掃、漂着物の撤去、海草類の定期的撤去等の維持的措置を中心とした管理を行い、経年的な風化等については、定期的な現状調査をするが、自然の営為に委ねることも容認する。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置を適所に行う。特に佐渡島の特色を示す地層はジオパークとしても重要であるため、ジオサイトの周知・解説を兼ねたものとする。
- ・現状の植生、海岸景観等の自然要素の維持を図る。
- ・工作物等は現在は無いが、史跡及び名勝指定地として、海岸景観の保全を図るために、文化財の保存活用関連施設以外の工作物等の設置等は認めないものとする。ただし、片辺・鹿野浦海岸は陸側からは近づけない状態であるため、指定地隣接地に管理等のための簡易な橋や通路等の設置を検討する。
- ・史跡指定地に隣接して、県史跡「相川鉱山遺跡（鎮目奉行墓）」がある。吹上産の石材を使用しており、祀られている奉行は佐渡金銀山とも深い関わりがあることから、史跡と一体的な保存と活用を検討する。

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区の指定範囲は、吹上海岸石切場跡は全域公有地であり、片辺・鹿野浦海岸石切場跡には、一部民有地がある。
- ・指定地は急崖地や海浜の岩場、海面からなり、工作物等人工の施設は見られない。片辺・鹿野浦海岸石切場跡にある民有地も急崖地で特に利用されておらず、今後も工作物等施設の設置は想定されにくい。また遺構も岩盤上に残る矢穴等の目視可能なもので、現在のところ発掘調査等の現状を変更する調査も必要性があまりない遺構である。
- ・指定地を含めた周辺一帯は、国指定名勝、国定公園にも指定されており、現状の自然景観等を保全する必要性のある場所でもある。このようなことから、当地区においては、原則として土石の採取等学術調査に関わる行為、自然災害等による被害が生じた際の被害拡大防止のための防災施設等、公益上必要な施設の設置以外の現状変更等は認めないものとする。

⑨ 大立地区

[史跡の現状は P4-17～P4-22 参照]

1) 保存管理

<大立地区の構成要素等>

構成要素	本質的価値	地上及び地下遺構	生産関連	採鉱関連－大立堅坑櫓（櫓、鉱舎建造物）及び関連遺構、大立堅坑捲揚室及び関連遺構、大立堅坑捲揚室内動力機械類、敷地造成地形、石垣、間歩跡
	諸要素	地下遺構	生産関連	大立堅坑、通洞坑等地下坑道
	要素	遺構と一体となった土地		
その他の諸要素	史跡整備関連施設	保存施設		登録文化財名称板
		公開・活用施設		説明板・名称板等野外解説施設、見学通路、サクラ等修景植栽
		管理施設		維持管理等施設：堅坑坑口遮蔽施設、柵・門扉・手すり類、注意板、電気等設備関連施設
	自然的要素	地形等		丘陵斜面地
		植生		ユキグニミツバツツジ・アカマツ群集・イヌザクラ・コナラ群集等二次林、スギ植林
	社会的要素	工作物		句碑
法規制				自然公園法、鉱業法、森林法、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）、河川法（県指定二級河川）、都市計画法（都市計画区域）
所有状況				公有地

<地区の保存管理の方針>

観光道としても利用される県道沿いにシンボリックに遺存する堅坑櫓を中心とする近代建造物の保存のための管理と、鉄等の材料のモニタリングに基づく適切な手法による復旧を行う。

＜本質的価値を構成する諸要素の保存管理＞

- ・ 堅坑櫓や堅坑捲揚室、捲揚室と一体となった動力機械等の遺構や、遺構と一体となった土地については、２－(2)保存管理の方法及び２－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・ 鉄、コンクリートといった材料からなる建造物は、要素別保存管理に順じて適切に保存管理する。モニタリング等の結果に応じて、腐朽箇所等の復旧を計画的に行う。
- ・ 史跡管理者である佐渡市は、当遺跡を実際に管理している鉱業権者〔株〕ゴールデン佐渡〕から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・ 史跡の周知のための統一したデザインの説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
- ・ 柵類等の管理施設は維持管理によって、適切に現状を維持するとともに、更新に際しては、周辺の景観に調和した素材等を用いる。
- ・ 指定地の森林部分は保安林（土砂崩壊防備・土砂流出防備）に指定されており、土砂の崩壊・流出を抑制する防災機能を維持するために必要な森林の管理を行う。森林植生の中で人工林の部分については、景観の大きな変化を避けるために、保安林の指定施業要件に基づいて択伐をくり返し実施する等、より公益的機能が高度な針広混交林への林相改良を図る。
- ・ 史跡と直接関係しない記念碑は指定外への移設等を検討する。

2) 現状変更等の取扱い

- ・ 当地区は全域公有地であるが、歴史的建造物等鉱山関連施設の管理及び公開は鉱業権者〔(株)ゴールデン佐渡〕が行っている。
- ・ 当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用、発掘調査等各種調査、防災施設等公益上必要な施設の設置等、森林管理のための木竹の伐採等であり、これらに関連する現状変更行為以外は認めないものとする。また、斜面を主とした地であることから建築物の新築は認めないものとする。
- ・ 工作物は既存施設の改修、除却等、史跡の保存管理及び整備活用、防災施設等公益上必要なもの、人工林の管理上必要なもの以外の、新たな施設の設置は認めないものとする。
- ・ 遺構等斜面の崩落防止、落石防止等の工作物の設置は周辺環境に調和した材料・工法等によるものとする。
- ・ 見学通路・柵类等公開活用施設の更新等に際しては、防災、景観等に配慮し、現状の規模等を踏襲したものとする。
- ・ 既存木竹類の伐採等は史跡の保存管理及び整備活用、保安林の機能の維持、景観の保全・修景のために必要な行為として行うものとする。
- ・ 土地の形質の変更は上記の行為に伴う必要最小限度の範囲とする。

⑩ 高任・間ノ山地区

[史跡の現状は P4-23～P4-45 参照]

1) 保存管理

＜高任・間ノ山地区の構成要素等＞

本質的価値を構成する諸要素	地上及び地下遺構	生産関連	鉱石運搬関連－高任坑（坑道内外部軌道等関連建造物）及び関連遺構、高任堅坑櫓、資材等運搬関連－道遊坑（坑道内外部軌道等関連建造物）及び関連遺構
			選鉱関連－粗砕場（建造物）及び関連遺構、粗砕場内破碎関連機械・設備類、貯鉱舎及びベルトコンベアヤード（建物物）及び軌道等関連遺構、ベルトコンベアヤード内ベルトコンベア及び動力機械類
			管理関連－佐渡鉱山機械工場（建造物）及び関連遺構、佐渡鉱山機械工場内修理機械類・軌道、軌道及び渡り廊下、分析所（建造物）及び関連遺構、分析所内鉱石分析器具等、中尾変電所（建造物）及び関連遺構、上アーチ橋、下アーチ橋、諏訪隧道・神明トンネル（建造物）及び排水溝、土留石垣等関連遺構、濁川護岸石積
			製錬関連－搗鉱場（建造物）及び関連遺構
			敷地造成地形・石垣・コンクリート擁壁
	地下遺構	生産関連	採鉱関連構造物－高任堅坑、近世鉱山集落跡（間ノ山清右衛門町等）、近代鉱山関連遺構（選鉱場、鉱山住宅等）
遺構と一体となった土地			
▲本質的価値に準ずるもの		旧鉱山事務所、旧浴場、倉庫等小屋類	
その他の諸要素	史跡整備関連施設	保存施設	登録有形文化財名称板
		公開・活用施設	説明板・名称板・案内板・道標等野外解説施設、ベンチ、四阿、サクラ・シバ等修景植栽、金鉱石・磨石展示
		管理施設	維持管理等施設：堅坑坑口遮蔽施設、柵・門扉・手すり類、注意板、電気等設備関連施設
			防災施設：火災報知器・消火設備（高任坑・道遊坑）
	自然的要素	地形等	丘陵斜面地、谷間平坦地、河川（濁川・右沢）
		植生	イヌザクラ・コナラ群集等二次林
	社会的要素	建築物・工作物	記念碑、電柱・電線類、看板類、小屋、食堂
		公共（土木）施設	道路及び関連施設、橋梁等河川施設
便益的施設		駐車場、便所、食堂	
法規制			鉱業法、道路法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）、都市計画法（都市計画区域）
所有状況			道路、河川、水路、神明トンネルの一部等が公有地。大半は民有地

＜地区の保存管理の方針＞

現存する近代坑道遺構と選鉱関連遺構等の保存と、それぞれの遺構の関連・連続性が明瞭になるような復旧策を講じる。近代の建造物については鉄やコンクリート等の材料のモニタリングに基づく適切な手法による復旧を行う。

＜本質的価値を構成する諸要素の保存管理＞

- ・ 高任坑や道遊坑といった鉱石・資材運搬坑道遺構や、粗砕場・貯鉱舎及び関連機械類等の選鉱関連遺構、機械工場及び修理機械類・分析所・変電所・搗鉱場・橋梁・トンネル等鉱山管理関連遺構等の様々な生産関連の近代の建造物からなる地上遺構や地下遺構と一体となった土地については、２－(2)保存管理の方法及び２－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・ 鉄、コンクリート、煉瓦、石といった材料からなる建造物は、要素別保存管理に順じて適切に保存管理する。モニタリング等の結果に応じて、腐朽箇所等の復旧を計画的に行う。倉庫等遺構と直接関係しない利用に供されているものは、遺構の復旧にあわせて本来の用途の復旧等を行う。
- ・ 上アーチ橋は車両の通行等による保存環境の影響について定期的に観察し、振動等による影響がみられた場合は、通行車両の規制や代替え橋の検討など、適切な保存処置を講じる。
- ・ 下アーチ橋は土砂が厚く堆積し、石積面に植物の侵入なども見られることから、土砂等の撤去により保存状況の把握とともに適切な保存措置を講じる。
- ・ 搗鉱場の遺構上及び周辺に繁茂する植物は、遺構の保存の上から、除草、伐採等を行い、土砂の堆積が見られた場合は撤去する。
- ・ 濁川の護岸は改修等に際しては復旧等も視野に入れ工法を検討し、施設管理者と調整を行う。また、石積遺構が残存する箇所については、モニタリング等に基づき破損箇所等の復旧を整備計画等に基づき計画的に行う。その手法については、施設管理者と協議・調整の上進めていくものとする。
- ・ 史跡管理者である佐渡市は、当遺跡を実際に管理している鉱業権者〔㈱ゴールデン佐渡〕から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。
- ・ 当地区には近世の集落跡等があった地であることから、土地の掘削等に際しては、近代のみならず近世遺構の保存も図る。

＜本質的価値に準ずる要素の保存管理＞

- ・ 事務所や倉庫等の歴史的建造物以外の管理施設は、鉱山操業時から存在した施設であり当面は現状を維持する。将来的な取扱いについては整備計画等で検討する。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・ 史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置・更新を

適切に行う。

- ・その他既存の見学通路や管理施設等の文化財保存活用施設は、現状を維持し、必要に応じて更新するなど、２－(3)要素別保存管理に準じて保存管理する。
- ・道路及び関連施設は、史跡の見学上、管理上必要な施設として適切な維持管理等によって機能を維持する。
- ・既存の食堂、駐車場等の来訪者のための便益的施設は、史跡指定地外で代替地が得がたいこと、山間部といった史跡の立地上からも、公開・活用の上で必要な施設として当面は現状を維持する。
- ・修景木等の植栽植物は、定期的な維持的措置によって一定の状況を維持する。その他二次林等は２－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図り、遺構上や遺構周囲へ侵入・繁茂しないようにする。

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区は地区内を通過する県道以外は民有地である。歴史的建造物等鉱山関連施設及び敷地一円の管理及び公開は、土地所有者であり鉱業権者の〔(株)ゴールデン佐渡〕が行っている。
- ・当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用、発掘調査等各種調査、道路・河川・防災施設等公益上必要な施設の改修等、史跡の見学上の便益的施設の改修等、二次林・植栽木の管理のための木竹の伐採・植栽等である。これらに関連する現状変更行為以外は認めないものとする。
- ・既存の食堂、便所、休憩所、駐車場等の史跡の見学等のための便益的な建築物・工作物の更新等に際しては、周囲の景観に調和したものとする。また、現敷地以外にわたる増改築の可否については、土地の改変履歴を参考に検討するが、現状変更の際には事前の遺構確認と遺構保存を前提とする。重要遺構等が検出された場合は、計画変更等を要する場合がある。看板類の更新等に際しては、既存の規模以下のものとする。
- ・県道は、トロック軌道を拡張したものであり、その改修等に際しては、原則として現状の幅員を踏襲し、道路附属施設等は史跡景観の保全や周囲の景観との調和に配慮したものとする。
- ・斜面の崩落防止、落石防止等の工作物の設置は周辺環境に調和した材料・工法等によるものとする。
- ・見学通路・柵類等公開活用施設の更新等に際しては、防災、景観等に配慮し、現状の規模等を踏襲したものとする。
- ・既存木竹類の伐採等は、史跡の保存管理及び整備活用、景観の保全・修景のために必要な行為として行うものとする。
- ・土地の形質の変更は上記の行為に伴う必要最小限度の範囲とする。

⑪ 北沢地区

[史跡の現状は P4-46～P4-60 参照]

1) 保存管理

<北沢地区の構成要素等>

北沢地区 (御料局佐渡支庁跡含む)	本質的価値を構成する諸要素	地上及び地下遺構	生産関連	選鉱関連－浮遊選鉱場（建造物）及び関連遺構、旧青化・浮選鉱所（建造物）及び旧沈澱製錬所・沈澱池等関連遺構、50mシックナー（建造物）及び関連遺構
				管理関連－火力発電所発電機室（建造物）及び関連遺構、キューボラ（建造物）及び機械部品等鑄造工場関連遺構、工作工場跡（壁等建造物基部）及び関連遺構、旧鉱山事務所（建造物）及び関連遺構、濁川護岸石積、敷地造成地形・石垣・階段等
			運搬関連	インクライン（建造物）及び関連遺構
			役所関連	御料局佐渡支庁（建造物）
		地下遺構	生活関連	近世集落地（買石集住地等）跡
			生産関連	シックナー等浮遊選鉱所関連遺構、工作工場群関連遺構、その他近代選鉱・製錬関連前身施設
		遺構と一体となった土地		
		▲本質的価値に準ずるもの		
	その他の諸要素	史跡整備関連施設	遺構表示・露出展示施設	平面表示施設：トロッコ軌道（見学・管理用道路兼用）、工場跡 露出展示施設：工場跡壁面
			公開・活用施設	説明板・名称板・案内板・道標等野外解説施設、ベンチ、四阿、サクラ（浮遊選鉱場）・シバ等修景植栽、ライトアップ照明灯
			管理施設	維持管理等施設：柵類、注意板、電気等設備関連施設
		自然的要素	地形等	丘陵斜面地、谷間平坦地、河川（濁川）
			植生	エゾイタヤーコナラ群落、タブノキーエノギ群落、コナラ群落、タブノキーネザサ群落、コナラ群落、カシワータブノキ群落等二次林
		社会的要素	建築物工作物	資料館等：相川郷土博物館新館・収蔵庫、有田八郎記念館・名誉町民資料館（相川郷土博物館一に併設）、相川文書館（相川郷土博物館に併設、旧第四銀行相川支店移築建物）、技能伝承展示館 その他：記念碑、電柱・電線類、看板類、ゴルフ練習場跡施設基礎、旧プール観覧席等
			公共（土木）施設	道路及び関連施設、橋梁等河川施設
			便益的施設	駐車場、便所、売店（無名異焼北沢窯）
		法規制		地すべり防止法、鉱業法、土砂災害防止法、河川法、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）、都市計画法、道路法
		所有状況		道路、河川、河川右岸平坦地、御料局佐渡支庁跡等は公有地、選鉱関連施設跡地や北側の山林の大半は民有地

＜地区の保存管理の方針＞

近代遺跡の中核的施設の跡地として、現存する建造物の維持管理、必要に応じた復旧策を講じ講じる。中核的地区として歴史的景観に馴染まない施設は、移転等も視野に入れて整備計画等に基づき取扱いを検討する。近代の建造物については鉄やコンクリート等の材料のモニタリングに基づく適切な手法による復旧を行う。

＜本質的価値を構成する諸要素の保存管理＞

- ・浮遊選鉱場、旧青化・浮選鉱所、シックナー等の選鉱関連遺構、火力発電所発電気室、キューボラ、旧鉱山事務所等の鉱山管理関連遺構、インクライン等の運搬関連遺構、役所遺構の御料局佐渡支庁等の様々な近代の建造物からなる地上遺構や地下遺構と一体となった土地については、２－(2)保存管理の方法及び２－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・鉄、コンクリート、煉瓦、石、木といった様々な材料からなる建造物は、要素別保存管理に準じて適切に保存管理する。モニタリング等の結果に応じて、腐朽箇所等の復旧を計画的に行う。
- ・遺構の保存環境の改善のために、旧青化・浮選鉱所遺構の直上の樹木は伐採・移植等を行う。また堆積した土砂は撤去する。土砂の撤去によって保存環境に影響がみられる場合は、モニタリング等の結果に応じて適切な遺構保存策を講じる。
- ・50mシックナー等コンクリート構造物の天端は、降雨後には雨水の滞水がみられ、植物の繁茂もみられることから、遺構の保存環境の改善のために、遺構の復旧等にあわせて現状調査等に基づき適切な排水経路の整備や植物の撤去等を行う。
- ・濁川の護岸は、モニタリング等によって石積遺構に破損箇所等が確認された場合は、整備計画等に基づき計画的に復旧する。その手法については、施設管理者と協議・調整の上進めていくものとする。
- ・当地区には近世の集落跡等があった地でもあることから、土地の掘削等に際しては、近代のみならず近世遺構の保存も図る。
- ・史跡管理者である佐渡市は、当遺跡を実際に管理している鉱業権者〔㈱ゴールデン佐渡〕から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。

＜本質的価値に準ずる要素の保存管理＞

- ・鉱山操業時から存在した小屋類は当面は現状を維持する。将来の取扱いについては整備計画等で検討する。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
- ・遺構の位置等を平面的に表示した遺構表示施設は、現状を維持し、小規模な破損等は維持的措置で対応する。維持的措置で対応できない劣化やき損は、計画的に復旧する。

- ・その他既存の見学通路や遺構表示広場等の文化財保存活用施設は、現状を維持し、必要に応じて更新するなど、２－(3)要素別保存管理に準じて保存管理する。
- ・相川技能伝承館等は、地域の文化活動に必要な施設ではあるが、史跡とは直接関係無い施設であり、本質的要素である歴史的建造物等の視認性を妨げるなどしているため、更新の際には撤去あるいは移設を検討する。
- ・相川文書館は、史跡とは直接関係の無い施設ではあるが、大正期の建築である旧第四銀行相川支店行舎を移築した歴史的建造物であり、改修・更新の際には現状保存または移設を検討する。
- ・既存の売店等商業施設の改築は、周囲の景観に調和したものとするよう配慮する。また、現敷地以外にわたる増改築は、土地の改変履歴を参考に検討するが、現状変更の際には事前の遺構確認と遺構保存を前提とする。
- ・修景木等の植栽植物は、定期的な維持的措置によって一定の状況を維持する。植栽木で遺構の直上等にあり、遺構の保存に影響を及ぼす恐れのある樹木は移植または撤去する。その他二次林等は２－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図り、遺構上や遺構周囲へ侵入・繁茂しないようにする。

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区は南半の選鉱場等歴史的建造物が立ち並ぶ箇所は鉱業権者〔(株)ゴールデン佐渡〕が所有する土地で、遺構等を含む敷地の管理、公開を行っている。濁川から北側の平坦地が公有地、北側斜面が民有地である。北側の民有地は急斜面地で現在は樹林地となっている。
- ・当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用（斜面等保存のための防災施設の設置等も含む）、発掘調査等各種調査、道路・河川・防災施設等公益上必要な施設の改修等、既存の資料館等公共施設・史跡の見学上の便益的施設の改修等、二次林・植栽木の管理のための木竹の伐採・植栽等である。これらに関連する現状変更行為以外は認めないものとする。
- ・既存の売店、便所、四阿、駐車場等の史跡見学等のための便益的な建築物・工作物の更新等の際には、周囲の景観に調和したものとする。また、現敷地以外にわたる増改築の可否については、土地の改変履歴を参考に検討するが、現状変更の際には事前の遺構確認と遺構保存を前提とする。重要遺構等が検出された場合は計画変更等を要する場合がある。
- ・相川郷土博物館関連施設で、史跡と直接関係しない後年の建築物・工作物のうち歴史的建造物でない施設の更新等は認めないものとする。ただし、収蔵庫については、史跡の価値を補完する佐渡奉行所跡出土品（重要文化財）等を保管するため、その取扱いについて調査整備委員会等で検討する。
- ・斜面の崩落防止、落石防止等の工作物の設置は周辺環境に調和した材料・工法等によるものとする。

- ・既存木竹類の伐採等は、史跡の保存管理及び整備活用、景観の保全・修景のために必要な行為として行うものとする。
- ・土地の形質の変更は上記の行為に伴う必要最小限度の範囲とする。

⑫ 戸地地区

[史跡の現状は P4-61～P4-64 参照]

1) 保存管理

＜戸地地区の構成要素等＞

本質的価値を構成する諸要素	地上及び地下遺構	生産関連	動力関連一戸地川第二発電所（建造物）及び排水路等関連遺構、発電所内発電機器類、敷地造成地形・石垣
	遺構と一体となった土地		
その他の諸要素	—	—	（地目上は里道があるが利用はない）
法規制			佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）、自然公園法、都市計画法（都市計画区域）
所有状況			里道のみ公有地、大半は民有地

＜地区の保存管理の方針＞

現存する電力供給施設の機械を含めた一体的な保存を図る。

＜本質的価値を構成する諸要素の保存管理＞

- ・水力発電所建物と建物と一体となった発電機類、排水路関連遺構等の動力関連遺構と遺構と一体となった土地については、2－(2)保存管理の方法及び2－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・鉄、コンクリート、木といった材料からなる建造物は、要素別保存管理に順じて適切に保存管理する。モニタリング等の結果に応じて、腐朽箇所等の復旧を計画的に行う。
- ・発電機器類と排水路等関連遺構とその覆屋である木造建造物は一体的な遺構として、現状の保存を図る。
- ・機械類と木造建造物は要素別保存管理に準じて適切に保存管理する。
- ・敷地外縁部に残存する石垣も、発電所関連遺構として現状保存を図る。き損等に対しては、適切に復旧する。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置を適切に行う。特に他の遺跡からは離れた地にあるため、遺跡の一体性を理解できるよう現存遺構と関連する第一発電所との関連、佐渡金銀山遺跡の中での役割等がわかるような解説を行う。
- ・史跡の保存と活用という観点から、公開方法を検討する。

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区は中央部を通過する里道（公有地）以外は鉱業権者〔(株)ゴールデン佐渡〕が所有する土地で、土地所有者が歴史的建造物を含む敷地の管理を行っている。里道（公有地）は現在は道路としては使われていない。当地区で想定される現状変更は、史跡の保存管理及び整備活用と発掘調査等各種調査であり、これらに関連する現状変更行為（建築物の新築等、工作物の設置等、土地の形質の変更、木竹の伐採・植栽等）以外は認めないものとする。

（3）追加指定予定地の現状変更等の取扱い方針

① 大間地区

〔地区の現状は P4-65～P4-79 参照〕

＜大間地区の構成要素等＞

大間地区	構成要素	本質的価値を構成する要素	地上及び地下遺構	運搬関連	港湾護岸（人造石）、トラス橋、クレーン台座、ローダー橋脚、煉瓦倉庫(1)、煉瓦倉庫(2)、捨鉱倉庫(1)、捨鉱倉庫(2)、鉱石倉庫、大間港火力発電所跡（建造物基礎）及び関連遺構、敷地造成地形
		地下遺構			トロッキ軌道等運搬関連遺構
		遺構と一体となった土地			
	その他の諸要素	史跡整備関連施設	公開・活用施設		説明板・名称板・案内板・道標等野外解説施設、見学路、ベンチ、広場、シバ等修景植栽
			管理施設		維持管理等施設：柵・手すり類、注意板
		自然的要素	地形等		海面、海岸
		社会的要素	建築物工作物		ボートハウス、倉庫等建築物 電柱、消波ブロック等工作物、構造物 その他物品の堆積等
	法規制				海岸法、鉱業法、漁港漁場整備法、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）、漁業法（漁業権設定区域）、都市計画法（都市計画区域）
	所有状況				海面及び海岸部は公有地、陸地は一部を除いて民有地

1) 保存管理

鉱石や物資の搬出入港に係わる現存遺構の保存と、き損遺構の復旧等により、鉱山の運輸拠点として佐渡金銀山遺跡と一体的な保護を図る。近代の建造物については鉄やコンクリートのモニタリングに基づく適切な手法による修復を行う。（遺跡の確実な保護のために、早期の史跡の追加指定を行う）

＜本質的価値を構成する諸要素の保存管理＞

- ・港湾護岸、トラス橋、クレーン台座、ローダー橋脚、煉瓦等の倉庫類、火力発電所建造物基礎等の遺構や遺構と一体となった土地については、2-(2)保存管理の方法及び2-(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・石、木、煉瓦、鉄、コンクリートといった様々な材料からなる建造物が多くあるが、当

該遺跡は波浪や潮位の変動といった厳しい自然環境下あるため、モニタリング等の結果に基づき、計画的に復旧する。特に鉄のトラス橋や護岸の一部は破損の進行による崩壊の危険性があるため、破損の進行を止める応急措置も検討する。

- ・護岸にはタタキ工法といった特異な工法が用いられており、き損・滅失箇所への復旧に際しては、旧来工法の調査・試験施工等による導入の可能性も検討する。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・説明板、広場・園路、管理用柵等整備された文化財保存活用施設は日常的、定期的点検や維持的措置により適切に管理を行う。
- ・現在は未指定地であり、指定予定地には占有者による資材等の堆積がみられるが、指定に際しては遺跡としての景観保全に向けての同意・協力を得ていくものとする。

2) 現状変更等の取扱い

- ・当地区は未指定地で、追加指定を受けた後に現状変更の取扱いが生じることとなるが、あらかじめ保存管理の方針について定めておくものとする。
- ・当地区においては、史跡の保存管理及び整備活用、発掘調査等各種調査、公益上必要な施設以外の現状変更は認めないものとする。

なお、参考までに以下に当面の史跡の本質的価値を構成する要素の地区別の保存管理の方法を示す。

表5-4 当面取り組む史跡の本質的価値を構成する要素別の地区別保存管理の方法

保存管理の方法 本質的要素	管 理				復 旧	
	保存・管理		防 災		遺構保存	
	維持管理	保存施設	耐震・耐風補強等	急傾斜地等の崩落防止	病虫害防除	保存処理
土塁、造成地形、堀跡、素掘り井戸	○	○ 説明板等				鶴子銀山跡
	○	○ 説明板等				河村彦左衛門供養塔
石垣、石造工作物・構造物	○	○ 説明板等				大久保長安逆修塔、 河村彦左衛門供養塔
石造物（石塔類）	○	○ 説明板等	高任・間ノ山地区 北沢地区 戸地地区 大間地区		佐渡奉行所跡 鐘楼	高任・間ノ山地区 北沢地区 戸地地区 大間地区
木造建造物	○	○ 説明板等	大立地区 高任・間ノ山地区 北沢地区 戸地地区 大間地区		高任・間ノ山地区（土砂、樹木撤去） 北沢地区（土砂、樹木撤去）	大立地区 高任・間ノ山地区 北沢地区 戸地地区 大間地区
近代の建造物	○	○ 説明板等				
建造物と一体となった機械類	大立地区 高任・間ノ山地区 戸地地区	○ 説明板等				
露頭掘り跡、間歩・坑道、石材切出し痕（石切場跡）	○	○ 説明板等				道遊の割戸
地下遺構	○	鶴子銀山跡 北沢地区 （調査結果説明板）				○ （樹木除去等）
遺構と一体となった土地	○		佐渡奉行所跡、宗太夫間歩、道遊の割戸、鶴子銀山跡、大立地区、高任・間ノ山地区、北沢地区			佐渡奉行奉行所跡（防風植栽）

○印は全地区共通